

○ 全国的な土づくりの展開

(令和6年7月 19 日更新)

- (土ー1) 本事業の目的いかん。(修正)
- (土ー2) 事業の対象となる資材の種類は何か。(修正)
- (土ー3) (土ー2) の堆肥等の中に、落ち葉や稲わら、もみ殻といった植物性由来の堆肥は含まれるか。
- (土ー4) 堆肥等を自ら製造する場合の費用は補助対象となるか。
- (土ー5) 1ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。
- (土ー6) 「実証的な活用」とは何か。どのような取組が支援対象となるのか。
- (土ー7) 「既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする」とされているが、どのようなほ場が対象になるのか。(修正)
- (土ー8) 本事業において実証的に活用する堆肥等は、「新たに施用を行うものとする。慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の堆肥等を施用する取組については対象としない」とされているが、堆肥等の補助対象範囲いかん。(修正)
- (土ー9) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。
- (土ー10) 取組主体への交付額は、どのように算定するのか。(修正)
- (土ー11) 交付等要綱別記2別表2によれば、借上費として「堆肥等の散布に直接必要なもののリース・レンタル経費」が挙げられているが、堆肥散布機械(マニユアスプレッダ)以外にも、ペレット堆肥の散布や緑肥種子の播種に必要な機械(ブロードキャスタ等)や、緑肥種子播種後の覆土や緑肥栽培後のすき込みに必要な機械(ロータリー等)、ソルガムのような草丈が高い緑肥をすき込む前に裁断する機械(フレールモア等)の借上費も補助対象となるか。(修正)
- (土ー12) 緑肥種子の播種だけでなく、緑肥種子播種後の覆土や、緑肥栽培後のすき込み、緑肥のすき込み前に必要な裁断に係る雇用労賃、作業委託費、機械燃料代は補助対象となるか。(修正)
- (土ー13) 「堆肥等を実証的に活用する面積」とあるが、水田の場合には、水張り面積か。
- (土ー14) 「堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下がみられるほ場であって、土壌分析結果に基づき選定する」ものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。(修正)
- (土ー15) 土壌分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、
 - ① どのような項目により確認すれば良いか。
 - ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
 - ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
 - ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合は補助対象となるのか。

- ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。
(修正)

- (土－16) 交付等要綱別記2別紙2のIの6(5)エ(イ)において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとあるが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。
- (土－17) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の作成は、交付等要綱別記2別紙2のIの6(5)キにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記2第4の5(2)アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。(修正)
- (土－18) 取組主体の成果目標として、交付等要綱別記2第4の5(2)イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。
- (土－19) 取組主体事業計画の作成に当たり、成果目標として設定する項目の現状値を記載するために、計画作成前の土壌分析を行わなければならないか。(修正)
- (土－20) 実証ほ場毎に土壌の状態が大きく異なるため、実証ほ場毎に成果目標として設定する項目の目標値は一律の数値ではなく、実証ほ場毎に設定することは可能か。(修正)
- (土－21) 交付等要綱別記2別紙2のIの6(5)クにおいて、堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したもののについても対象とあるが、堆肥等の散布はいつから可能か。
- (土－22) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。
- (土－23) 実証後の土壌分析において成果目標を達成した場合、目標年度まで土壌分析を行う必要はあるか。
- (土－24) 取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。
- (土－25) 産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)に新たな取組を追加することは可能か。(修正)
- (土－26) 3カ年の産地パワーアップ計画(生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開)の実施期間が終了した後、新たに産地パワーアップ計画(生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開)を作成することは可能か。(修正)

（土－１）本事業の目的いかん。（修正）

（答）

- １ 農業の生産基盤である地力の維持・増進には、堆肥等の有機物等の施用による土づくりが不可欠だが、散布に労力がかかるなどといった理由から、堆肥の施用量が減少しており、これによる地力の低下が懸念されるところ。
- ２ 堆肥等の施用による土づくりに取り組んでいない農業者等にあらためて堆肥等の実証的な活用を支援することにより、全国的な土づくりの展開を推進する。

（土－２）事業の対象となる資材の種類は何か。（修正）

（答）

- １ 対象資材は、以下のいずれか（以下、「堆肥等」という。）としている。
 - （１）肥料の品質の確保等に関する法律（以下、「肥料法」という。）第 22 条に基づき特殊肥料として届出された堆肥
 - （２）肥料法第 4 条に基づき登録された混合堆肥複合肥料
 - （３）肥料法第 16 条の 2 に基づき届出された指定混合肥料（ただし、堆肥又は土壤改良資材入りのものに限る。）
 - （４）土壤改良資材品質表示基準に基づき適切な品質表示がなされた土壤改良資材（地力増進法第 11 条第 1 項の政令で定める種類の土壤改良資材に限る。）
 - （５）緑肥（対象作物の栽培前又は栽培後に播種・すき込み等までを行うもの。）
 - （６）バイオ炭（家畜ふん尿、木材、草本、もみ殻、稲わら、木の実、製紙汚泥又は下水汚泥由来のもので十分に炭化したものに限る。）
- ２ ただし、実証ほ場において新たに施用を行うものとし、慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の施用をする取組は、対象としない。
- ３ また、堆肥については、病原微生物による汚染や混入する種子による雑草の発生を防止する観点から、十分に腐熟させた堆肥（切り返しを適切に行い、堆肥中心部だけでなく表層部も高温となった状態で発酵させ、熟成期間も十分取る等により生産された堆肥）とする。

（土－３）（土－２）の堆肥等の中に、落ち葉や稲わら、もみ殻といった植物性由来の堆肥は含まれるか。

（答）

植物性由来であっても、肥料法第 22 条に基づき特殊肥料として届出された堆肥であれば、事業の対象となる。

（土－４）堆肥等を自ら製造する場合の費用は補助対象となるか。

（答）

本事業では、堆肥等の購入・運搬・保管・散布に係る費用を補助対象としていることから、製造に係る費用は補助対象外となる。

（土－５）１ほ場当たり複数回、堆肥等の施用を行うことは可能か。

（答）

上限事業費の範囲内で２年を上限に補助対象として差し支えない。

（土－６）「実証的な活用」とは何か。どのような取組が支援対象となるのか。

（答）

堆肥等の施用による土づくり効果を確認するため、堆肥等の購入から散布に至る一連の取組と実証の前後の土壌分析等を支援することとしている。

（土－７）「既に実施されている堆肥等の施用は対象としないものとする」とされているが、どのようなほ場が対象になるのか。（修正）

（答）

１ 対象となるほ場は以下のいずれかに該当するものとする。

（１）本事業で対象とする堆肥等の施用を慣行的に行っていないほ場

（２）本事業で対象とする堆肥等の施用を慣行的に行っているが、地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められるほ場

２ なお、耕種農家に対する取組であることから、畜産農家が自らの牧草地等に堆肥等を施用する取組については対象とはしていない。

（土－８）本事業において実証的に活用する堆肥等は、「実証ほ場において、新たに施用を行うものとする。慣行の栽培条件と比較して同種かつ同量の堆肥等を施用する取組については対象としない」とされているが、堆肥等の補助対象範囲いかん。（修正）

（答）

１ 本事業にあわせて新たに生産された堆肥等であるか否かは問わず、既に流通している堆肥等も対象となる。

２ なお、これまでに実証ほ場で施用している堆肥等であっても、（土－７）の１（２）のとおり、地力の向上のため追加で堆肥等の施用が有効と認められる場合は、実証に必要な堆肥等については補助対象として構わない。

- 3 一方、既に耕種農家へ継続的に堆肥等が供給されており、その結果、地力等に問題が生じていない場合には事業対象外となる。

(土－9) 取組主体としてはどのような者を想定しているのか。畜産農家は取組主体になれるのか。

(答)

- 1 取組主体については、交付等要綱の別表2のIの2の生産基盤強化対策にあるとおり、
 - (1) 都道府県
 - (2) 市町村
 - (3) 公社
 - (4) 土地改良区
 - (5) 農業者
 - (6) 農業者の組織する団体
 - (7) 民間事業者
 - (8) 都道府県協議会
 - (9) 地域協議会が取組主体となれる。
- 2 なお、本事業においては、耕種農家による堆肥等の実証的な活用による土づくりの取組を支援するものであることから、畜産農家等が単独で取組主体となることはできないが、取組主体が市町村や農業者の組織する団体となる場合において、取組主体の構成員として事業に関わることは可能。

(土－10) 取組主体への交付額は、どのように算定するのか。(修正)

(答)

- 1 取組主体への交付額は、次の(1)及び(2)の合計額を上限とし、取組内容に応じて定額で支援する。
 - (1) 堆肥等を実証的に活用する面積×30,000円/10a(※ペレット堆肥の場合は35,000円)
 - (2) 堆肥散布機械等のリース導入を行う場合は、同機械のリース物件購入価格の1/2以内
- 2 ただし、都道府県は上記1(1)について、算定した交付額を上限としてその範囲内で取組内容に応じた単価を設定できるものとしているため、算定した交付額又は都道府県が定めた単価に実証面積を乗じた額のいずれか低い方となる。
- 3 また、取組主体計画を2か年で作成する場合は、単年度毎に交付額の上限の範囲内で交付額を計算するものとする。

(例)

取組	単価 (A)	実証面積 (B)	交付上限額 (C=A×B×10)	事業費 (D)	交付額 (E:CかDの低い方)	自己負担額 (F=D-E)
1年目	3万円	10ha	300万円	280万円	280万円	0円
2年目	(堆肥)	8ha	240万円	260万円	240万円	20万円
合計				540万円	520万円	20万円

(土－11) 交付等要綱別記2別表2によれば、借上費として「堆肥散布機械等のリース・レンタル経費」が挙げられているが、堆肥散布機械（マニュアルスプレッダ）以外にも、ペレット堆肥及びバイオ炭の散布や緑肥種子の播種に必要な機械（ブロードキャスタ等）や、緑肥種子播種後の覆土や緑肥栽培後のすき込み等に必要な機械（ロータリー等）、ソルガムのような草丈が高い緑肥をすき込む前に裁断する機械（フレールモア等）の借上費も補助対象となるか。（修正）

(答)

事業の主旨である堆肥等を実証的に活用するため、ペレット堆肥及びバイオ炭の散布や緑肥種子の播種に必要な機械や、緑肥種子播種後の覆土や緑肥栽培後のすき込み等に必要な機械、緑肥をすき込む前に裁断する機械の借上費も補助対象とする。

(土－12) 緑肥種子の播種だけでなく、緑肥種子播種後の覆土や、緑肥栽培後のすき込み、緑肥のすき込み前に必要な裁断等に係る雇用労賃、作業委託費、機械燃料代は補助対象となるか。（修正）

(答)

- 1 緑肥による土づくりの効果は、緑肥種子の播種だけでは発現せず、覆土・裁断・すき込み等までの一連の取組を通じて効果が発現するものであることから、それらに係る雇用労賃、作業委託費、機械燃料代は、緑肥の散布費として補助対象となる。
- 2 ただし、雇用労賃については、雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする等、交付等要綱別記2別表2の注意点に留意すること。

(土－13) 「堆肥等を実証的に活用する面積」とあるが、水田の場合には、水張り面積か。

(答)

本事業において、国が都道府県への交付額の上限を算定する際に用いる面積は、堆肥等を実証的に活用する実面積とし、畦畔等は除くものとする。

(土－14) 「堆肥等を実証的に活用するほ場は、堆肥等の施用量の減少などによる地力低下がみられるほ場であって、土壌分析結果に基づき選定する」ものとされているが、具体的にどのような項目の分析を行えばよいのか。

(答)

- 1 指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物等によって異なることから、現地の実態に応じ

て設定する必要がある。各都道府県で設定されている土壌診断基準値等と比較する等の方法で、当該ほ場の地力が低下しているかによって判断することとなる。

- 2 なお、事業の申請の段階でほ場の選定が難しい場合においては、計画段階では候補となるほ場を選定した後、交付等要綱別記2別紙2のIの6の(5)オに基づく土壌分析を実施し選定することも可能とする。

(土-15) 土壌分析は、実証ほの選定と堆肥等の施用による土づくり効果の確認のため、実証の前後において実施するものとされているが、

- ① どのような分析項目により確認すれば良いか。
- ② 実証前の分析は取組主体事業計画を策定する前に実施できるのか。
- ③ 実証前の分析の結果、取組を実施しない場合、実証前の分析費は補助対象となるのか。
- ④ 堆肥等を施用した年度の次の年度に実証後の分析を行う場合は補助対象となるのか。
- ⑤ ほ場毎に分析を実施しなければならないのか。
- ⑥ 年間に複数回、作付けする作物のほ場の場合、実証後の分析はいつにすれば良いのか。(修正)

(答)

- ① 指標となる項目は、地目、土壌の種類、作物等によって異なることから、現地の実態に応じて、土壌の課題解決が確認できる項目を少なくとも1項目以上設定いただくこととなる。
- ② 取組主体事業計画を策定する前の実証前の分析については、補助対象にはならない。なお、補助対象となるのは原則として、都道府県知事からの助成金の交付決定後に行う取組に要する経費となる。また、都道府県等が作成する要綱等により、別に定めがある場合は、それに従うものとする。
- ③ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認だけでなくほ場の選定のためにも、堆肥等の施用前に実証前の分析を行っていただく必要がある。このため、実証前の分析の結果、当該ほ場における堆肥等の施用取組を実施しない場合であっても、実証前の分析の経費を補助対象とすることは差し支えない。
- ④ 実証事業の一連の取組について2年を上限に計画を策定することとしており、1、2年目に実証後の分析を行う場合は対象となる。一方、3年目以降に行う場合は事業評価までに自己負担で実施いただくこととなる。
- ⑤ 堆肥等の施用効果をほ場毎に確認するため、ほ場毎に土壌分析を実施する必要がある。ただし、取組主体計画書2(2)2において、同一品目のほ場面積が30ha以上の大規模な実証であり、かつ、同一品目のほ場数が30筆以上の場合は、栽培形態等の条件が類似する複数のほ場をまとめておおむね1ha当たり1カ所毎に分析をしても良い。また、同一品目のほ場であって、かつ、1筆当たりの面積が30aに満たない小規模なほ場が複数ある場合には、栽培形態等の条件が類似する複数のほ場をまとめておおむね30a当たり1カ所毎に分析しても良い。
- ⑥ 堆肥等の施用による土づくり効果の確認の観点からは、堆肥等の施用及び農作物の栽培を行った後に実施することが適当である。ただし、堆肥施用による土づくり効果が適切に

比較できるのであれば、施用後の土壌分析のタイミングについては問わない。

(土－16) 交付等要綱別記２別紙２のⅠの６（５）エ（イ）において、堆肥の施用に当たっては「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」を踏まえ適切に対応するものとするが、本事業において堆肥の生物検定又は残留農薬分析を行うことは可能か。

(答)

当該通知の５に基づき、堆肥の原材料に関する情報を提供元に確認するとともに、提供元において生物検定又は残留農薬分析を実施している場合は、その結果の提供を求める等適切に対応すること。

その際、堆肥を施用する園芸作物等に生育障害の発生の可能性がないことを確認できない場合は、必要に応じて本事業により生物検定又は残留農薬分析を実施できるものとする。

(土－17) 産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の作成は、交付等要綱別記２別紙２のⅠの６（５）カにおいて、原則として都道府県協議会長が行うものとされているが、別記２第４の５（２）アに規定される産地の範囲はどのように設定すれば良いか。（修正）

(答)

- 1 交付等要綱別記２別紙２のⅠの６（５）ウにおいて、堆肥等を実証的に活用するほ場の選定に当たり、地域及び作物への偏りが生じることのないよう留意するものとされていることを踏まえ、都道府県単位で産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）を作成することとしており、原則、都道府県全域の範囲で設定することとなる。
- 2 ただし、地域や品目などで重点的に実証を行う場合には、地域協議会において産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）を作成し、当該地域や品目を産地の範囲とすることができるものとする。その場合にあっては、当該地域毎や品目毎で目標を設定できるものとする。

(土－18) 取組主体の成果目標として、交付等要綱別記２第４の５（２）イにおいて⑥地力の向上を成果目標として設定できるものとされているが、どのような項目・数値を用いれば良いのか。

(答)

- 1 成果目標として設定する項目は、堆肥等の施用による土づくりを実施していないことに由来する地力の低下の状況を代表する土壌分析項目を設定するものとする。
- 2 目標値は、都道府県の土壌診断の基準値（土壌の化学性及び物理性等の項目）等を用いて地域の実態に応じて設定するものとする。

(土－19) 取組主体事業計画の作成に当たり、成果目標として設定する項目の現状値を記載するために、計画作成前の土壌分析を行わなければならないか。（修正）

(答)

- 1 土壌分析項目の現状値は、取組主体事業計画の作成のために事業実施前に自費にて土壌分析をするだけでなく、既知の数値（例えば、取組を実施する地域や近隣の地域の分析結果の平均値）を用いることができる。
- 2 ただし、事業実施状況報告においては、堆肥等の施用前に実施した土壌分析結果を用いて現状値を記載することとする。

（土－20）実証ほ場毎に土壌の状態が大きく異なるため、成果目標として設定する項目の目標値は一律の数値ではなく、実証ほ場毎に設定することは可能か。（修正）

（答）

- 1 実証ほ場毎に成果目標の目標値を設定することは可能。
- 2 ただし、この場合にあっても、ほ場毎の実証前の土壌分析の結果が、ほ場毎に設定した目標値に達していたほ場は、事業の対象とはならないため、注意すること。
- 3 なお、取組主体事業計画の様式上、記載欄が1つしかないため、様式に記載する目標値は、ほ場毎に設定した目標値の平均値とし、備考欄には、目標欄に記載した値は平均値を示しており、ほ場毎の目標値を別添で整理する旨明記したうえで、別添としてほ場毎の目標値を付すこととする。

（土－21）交付等要綱別記2別紙2のIの6（5）クにおいて、堆肥等の購入費、運搬費、保管費については、交付決定前であっても、事業実施年度に散布する目的で前年度に発注したものについても対象とあるが、堆肥等の散布はいつから可能か。

（答）

- 1 交付等要綱第6の2の（2）アのとおり、原則として都道府県知事からの交付決定後に事業着手が可能となることから、地力向上に向けた資材の農地施用に当たる行為は、交付決定以降に行う必要がある。
- 2 このため、緑肥以外の資材については、交付決定以降に散布しなければならない。一方、緑肥については、農地施用に当たる行為は緑肥播種・栽培後のすき込み等であることから、交付決定前に播種・栽培を行っても構わないが、緑肥栽培後のすき込み等は交付決定以降に行う必要がある。
- 3 ただし、本事業では、交付等要綱別記2別紙2のIの6（5）オのとおり、実証ほの選定のために実証前の土壌分析を行う必要があることから、緑肥の播種は当該実証前土壌分析よりも後に行わなければならない。また、土－15の②のとおり、交付決定前の実証前土壌分析に係る経費は補助対象外となることから、交付決定前に緑肥の播種・栽培を行う場合、自費で実証前土壌分析を行う必要がある。

（土－22）産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の地力の向上の成果目標に記載する現状値及び目標値は、どのような項目・数値を用いれば良いのか。

（答）

取組主体事業計画で設定した成果目標に記載した項目の現状値及び目標値を用いることとなる。

（土－23）実証後の土壌分析において成果目標を達成した場合、目標年度まで土壌分析を行う必要はあるか。

（答）

- 1 実証後の土壌分析において成果目標の達成を確認できた対象ほ場については、目標年度を待たずにその時点で目標達成とし、都道府県による指導の下引き続き土づくりに取り組むことを前提としてそれ以降土壌分析を行わなくても良い。なお、取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書には、報告時点までに成果目標を達成できた対象ほ場の割合を記載することとする。

例）取組主体 A が 100 ほ場で事業を実施

（1）⇒事業実施年度

10 ほ場で目標達成 → 翌年度の実施状況報告に達成率 10%と記載。

達成したほ場は以降分析不要

（2）⇒事業実施翌年度

新たに 50 ほ場で目標達成 → 翌年度の実施状況報告に達成率 60%と記載。

達成したほ場は以降分析不要

（3）⇒事業実施翌々年度（目標年度）

新たに 15 ほ場で目標達成 → 翌年度の評価報告に達成率 75%と記載。

目標未達で評価とし、次年度以降、達成となるまで改善状況を報告。

- 2 なお、取組主体の成果目標の達成率が 80%未満の場合、交付等要綱別記 2 第 16 の 8 に基づき、次年度以降に同一主体が作成する計画は厳格な審査を行う必要がある。

（土－24）取組主体の実績が成果目標に達しなかった場合、成果目標を達成するまで堆肥等の施用による土づくりを自ら実施しなければならないのか。

（答）

- 1 成果目標に達しなかった場合には、当該目標が達成されるまでの間、都道府県知事の改善指導に基づき、改善の取組を行い、その結果を改善状況として報告することとなる。
- 2 このため、成果目標に達しなかった取組主体では、必要に応じて堆肥等の施用による土づくりを行うこととなるが、成果目標に達した取組主体についても、土壌中の有機物は分解等によって減耗することから、堆肥等の施用による土づくりは継続して取り組むことが望ましい。

（土－25）産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）に新たな取組を追加することは可能か。（修正）

（答）

新たな取組を行うほ場において地力の向上の目標設定を行い、産地において成果目標の追加等、成果目標の上方修正を行う場合に限り可能となる。

（例）産地パワーアップ計画の成果目標の追加等の例

（１）産地の面積の拡大（既存の産地パワーアップ計画で位置付けた地域とは異なる地域の取組を追加する場合）

追加前の成果目標：A市（50ha）

追加後の成果目標：A市（50ha）＋B市（20ha）＝70ha

（２）産地の面積目標の上方修正（既存の産地パワーアップ計画で位置付けた地域と同一の地域で取組を追加する場合）

追加前の成果目標：A市（50ha）

追加後の成果目標：A市（50ha）＋A市（5ha）＝55ha

（３）産地の成果目標の追加（総作付面積又は販売額の目標の追加）

（４）（転作・輪作作物の面積の維持を目指す場合）産地の転作・輪作作物の面積目標の追加

（土－26）３カ年の産地パワーアップ計画（生産基盤強化タイプのうち全国的な土づくりの展開）の実施期間が終了した後、新たに産地パワーアップ計画（生産基盤強化対策のうち全国的な土づくりの展開）を作成することは可能か。（修正）

（答）

- 1 本事業は、産地の生産基盤の強化を目的として、堆肥等の実証的な活用を支援するものであるため、事業終了後は実証結果を踏まえて、実証的に活用してきた資材により同産地全体で地力向上を図っていくことを想定しているため、新たな計画を作成することは基本的に認められない。
- 2 一方で、地力の向上には一定の期間を要するほか、同産地内であっても土壌の種類によって効果が異なることから、実証的に活用してきた資材による地力向上の効果があったか否か確認できない場合や、土壌に関して複数の課題を抱えていることから、実証的に活用してきた資材とは異なる資材により地力の向上を図らなければならない場合、品目の転換をすることとなり、転換後の品目に合わせて地力の向上が必要になる場合等もある。
- 3 このため、産地の生産基盤を強化するため、以下の場合に限り、新たに産地パワーアップ計画を作成し、取組主体が実証に取り組むことを可能とする。
 - （１）従前の産地パワーアップ計画により設置した実証ほ場の過半で地力が向上し、成果目標を達成している場合に、土壌の種類の違い等の要因で地力が向上しなかった残りの実証ほ場に限り、同一の成果目標の項目・同一品目・同一資材により行う実証。
 - （２）従前の産地パワーアップ計画により設置した実証ほ場の大半で地力が向上せず、実証的に活用してきた資材の問題により成果目標を達成できなかったと考えられる場合に、地

力が向上しなかった残りの実証ほ場に限り、従前の産地パワーアップ計画とは異なる資材を用いて、同一の成果目標の項目・同一品目により行う実証。

- (3) 土壌に関して複数の課題を抱えている場合に、従前の産地パワーアップ計画とは全く異なる成果目標を設定し、従前の産地パワーアップ計画とは異なる資材を用いて同一品目により行う実証（従前の産地パワーアップ計画と同一ほ場を含むことも可）。
- (4) 従前の産地パワーアップ計画に取組後、やむを得ない事情により品目の転換をすることとなった場合に、転換後の品目に必要な地力の向上を図るために行う実証（従前の産地パワーアップ計画と同一ほ場を含むことも可）。

4 ただし、上記3の場合においても、従前の産地パワーアップ計画の成果目標は達成する必要があり、成果目標の達成率が80%に満たなかった地域協議会等が作成する新たな産地パワーアップ計画については、厳格な審査を行うものとする。

(例) 産地パワーアップ計画に取り組んだ産地において、新たに産地パワーアップ計画の作成が認められる場合

従前の計画	新たな計画																													
【上記3 (1) の場合】 - 対象ほ場：100 筆 - 品目：水稻 - 土壌の課題：物理性の改善 - 対象資材：堆肥 - 成果目標：仮比重 - 達成状況：60%（過半で達成） （イメージ） <table><tr><td>達成</td><td>達成</td><td>達成</td><td>達成</td><td>達成</td></tr><tr><td>達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr></table>	達成	達成	達成	達成	達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	- 対象ほ場：<u>40 筆</u> - 品目：水稻 - 土壌の課題：物理性の改善 - 対象資材：堆肥 - 成果目標：仮比重 （イメージ） <table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td></tr></table>											対象	対象	対象	対象					
達成	達成	達成	達成	達成																										
達成	未達成	未達成	未達成	未達成																										
	対象	対象	対象	対象																										
【上記3 (2) の場合】 - 対象ほ場：100 筆 - 品目：水稻 - 土壌の課題：物理性の改善 - 対象資材：堆肥 - 成果目標：仮比重 - 達成状況：20%（大半で未達成） （イメージ） <table><tr><td>達成</td><td>達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr><tr><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr></table>	達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成	- 対象ほ場：<u>80 筆</u> - 品目：水稻 - 土壌の課題：物理性の改善 - 対象資材：<u>バイオ炭</u> - 成果目標：仮比重 （イメージ） <table><tr><td></td><td></td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td></tr><tr><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td></tr></table>							対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象					
達成	達成	未達成	未達成	未達成																										
未達成	未達成	未達成	未達成	未達成																										
		対象	対象	対象																										
対象	対象	対象	対象	対象																										
【上記3 (3) の場合】 - 対象ほ場：100 筆 - 品目：たまねぎ - 土壌の課題：物理性の改善 - 対象資材：堆肥A - 成果目標：仮比重 - 達成状況：60% （イメージ） <table><tr><td>達成</td><td>達成</td><td>達成</td><td>達成</td><td>達成</td></tr><tr><td>達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td><td>未達成</td></tr></table>	達成	達成	達成	達成	達成	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	- 対象ほ場：<u>150 筆</u> - 品目：たまねぎ - 土壌の課題：<u>化学性（塩類集積）の改善</u> - 対象資材：<u>緑肥（クリーニングクロップ）</u> - 成果目標：<u>塩類濃度</u> （イメージ） <table><tr><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td></tr><tr><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td></tr><tr><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td><td>対象</td></tr></table>					対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
達成	達成	達成	達成	達成																										
達成	未達成	未達成	未達成	未達成																										
対象	対象	対象	対象	対象																										
対象	対象	対象	対象	対象																										
対象	対象	対象	対象	対象																										

従前の計画					新たな計画				
【上記3(4)の場合】 ・対象ほ場：100 筆 ・品目：水稻 ・土壌の課題：物理性の改善 ・対象資材：堆肥 ・成果目標：仮比重 ・達成状況：60% (イメージ)					・対象ほ場： <u>150 筆</u> ・品目： <u>たまねぎ（やむを得ない事情で転換）</u> ・土壌の課題：物理性の改善 ・対象資材： <u>バイオ炭</u> ・成果目標：土壌硬度 (イメージ)				
達成	達成	達成	達成	達成	対象	対象	対象	対象	対象
達成	未達成	未達成	未達成	未達成	対象	対象	対象	対象	対象
					対象	対象	対象	対象	対象